

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澄

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 30 日付鳥取県告示第 295 号）の内容

（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

赤木 熊太郎	日野郡日南町河上字北平山 1322
安達 市藏	〃
井下原 善四郎	〃
井下原 吉太郎	〃
井下原 利十	〃
石田 幸春	〃
石田 由太郎	〃
入澤 直治	〃
川田 清次郎	〃
河田 和太郎	〃
新 太郎	〃
田中 房五郎	〃
長崎 市太郎	〃
長崎 角藏	〃
長谷部 長治郎	〃

- (2) 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課